北海道標津高等学校　生活の心得

１．対人関係

（１）来校者に対しては会釈をし、礼儀正しく対応する。
（２）校内外を問わず、教職員に会ったときは会釈をする。
（３）生徒相互間の会釈は、敬愛の念を持って行う。
（４）適当な言葉づかいができるように心がける。
（５）互いの人格を尊重し、よりよい集団生活が営めるように心がける。

２．服装・容姿

（１）服装は清潔、端正、質素なものとし、家庭にあっても高校生としての品位を損なうような服装は慎む。
（２）登下校の際及び校内では制服を着用する。
（３）本校生の制服を次のとおり定める。

①　男子制服

ア．本校指定のブレザー・スラックスを着用する。
　　紺のブレザー＋グレンチェックのスラックス（ストレート）
イ．指定のワイシャツ（マーク入り）を着用する（夏用・冬用有り）。
ウ．指定のネクタイを必ず着用する。
エ．ブレザーの胸ポケットには指定のエンブレムをつける。
オ．冬期間に限り、防寒用としてブレザーの下に指定カーディガンの着用を認める。

②　女子制服

ア．本校指定のブレザー・ベスト・スカートを着用する。
　　紺のブレザー＋ブラックウォッチのベスト・スカート
イ．指定のブラウス（マーク入り）を着用する(夏用・冬用有り)。
ウ．指定のリボンを必ず着用する。
エ．ブレザーの胸ポケットに指定のエンブレムをつける。
オ．スカートの丈は膝下10㎝～膝の中程の範囲とする。
カ．ストッキングの色は黒または、ベージュとする。
キ．学校行事・式典においては指定のハイソックス(紺、マーク入り)を着用する。
ク．冬期間に限り、防寒用としてブレザーの下に指定カーディガンの着用を認める。
ケ．指定スラックスの通年の着用を認める。

（４）上着、コート類は、軽薄・華美にならぬように心がける。
（５）靴・靴下

①　上靴は本校指定のものとする。
②　外靴は靴以外の履物（クロックス、サンダル等）を禁止する。
③　ソックス、ハイソックスの色は派手でないものとする。特に、女子については、紺・黒の単色とする。

（６）頭　　髪

①　男子の頭髪については学生らしくサッパリしたものとし、髪は制服のえり、耳にかぶらないこと。もみあげは長くしないこと。パーマ、ヘアアイロン、コテ、ドライヤーなどによるウェーブ、アシンメトリーなどの極端な髪型は禁止する。
②　女子の髪については、パーマ、ヘアアイロン、コテ、ドライヤーなどによるウェーブや、エクステは禁止する。
③　男女共、脱色・染色は禁止する。

（７）アクセサリー(指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス・ブレスレット・ペンダント等)、化粧(マニキュア・口紅・色付リップクリーム等)は一切禁止する。
（８）体育授業時には、男女共、所定の学年ジャージ(上・下)を着用する。
（９）制服を着用できない場合、原則として前日までに異装許可願を担任に提出し、生徒指導部からの許可を得て学年ジャージを着用しなければならない。

３．授 業 態 度

（１）始業の合図で授業を開始できる準備をしておき、教科担任の入室を待つ。しかし、始業後10分を経過しても入室がない時は連絡し、指示を受ける。
（２）教室内の座席は各自で変更せずに、自分の席で授業を受ける。
（３）授業の前後にはきちんと礼を交わすこと。
（４）授業中教室の出入りは教科担任の了解を受けてから行う。遅刻した場合は必ず教科担任に申し出ること。
（５）授業中は静粛に勉学し、正常な授業の雰囲気を妨げることのないように注意すること。
（６）学習については、卒業後の自分の進路を考え、日常の復習・予習に努めること。

４．校内の生活

（１）学習の遅れの原因になる欠席、遅刻、早退は避けること。原則として前日までに担任に理由を記し提出すること。無断による欠席、遅刻、早退は禁止する。
（２）登校から下校までの間は外出は認めない。ただしやむを得ない事情がある時は担任に連絡し、外出許可証をもらって外出すること。
（３）校内の器物は大切に取り扱うこと。不可抗力の場合を除き器物を壊した時は当該生徒が弁償すること。
（４）校内の清掃美化に努めること。
（５）無用の娯楽用具の持ち込みは禁止する。
（６）校内における掲示、集会などについては担任に申し出て学校の許可を得ること。

５．校外の生活

（１）法律で禁止している場所（麻雀荘・パチンコ屋・少年観覧禁止の興行物・深夜興行等）には出入りしないこと。
（２）外出の際は必ず身分証明書を携帯し、高校生らしい服装とする。
（３）休・祭日の登校の際は制服を原則とする。
（４）外泊は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は事前に保護者の承認を得ること。
（５）外出の際は保護者に行き先、帰宅時間を明示すること。
　　外出時間は午後９時までとする。（年末・年始・祭典時も含む）
（６）交通ルール、マナーを守ること。
（７）異性との交際は他人の誤解を招くような行為のないようにすること。
（８）その他本校生としての自覚を持ち節度ある態度で行動すること。

６．バス通学生の心得

（１）降車の際は必ず定期券を呈示する。
（２）車内では病人や幼児連れの婦人などには努めて席を譲る。
（３）車外にものを投げたり、手、頭を出したり、その他危険な行動は厳に慎む。
（４）定期券の記載事項の塗り消しや無賃乗車は絶対にしない。
（５）車内では静粛を保ち、制服の着用を厳守し、標津高等学校生徒として恥ずかしくない行動を取る。

７．所　持　品

（１）所持品には必ず氏名を明記する。
（２）多額の金品や学校生活に不必要な品物は持参しないようにすること。
（３）所持品の紛失、拾得などの際は、直ちに担任または生徒指導部に申し出ること。
（４）生徒の金品の貸借はしないこと。
（５）生徒間の無断のカンパ、募金などはしないこと。
（６）財布、時計などの貴重品の保管に十分留意すること。

８．休業中における生徒の心得

１．常に本校生徒であることを自覚し、責任ある行動をとること。
２．学習については卒業後の進路等を考えて、学力の向上のために復習並びに予習に努めること。
３．遵守事項
（１）興行場、喫茶店について
　①　娯楽施設（麻雀荘・パチンコ店等）その他高校生として不適当と思われる場所には出入りしないこと。
　②　特に道条例による少年観覧禁止の興行物、並びに深夜興行には絶対に入らないこと。
　③　映画観覧の場合は決められた外出時間までに帰宅できるようにすること。
（２）外出、外泊について
　①　外出にあたっては必ず家人に行き先を明示し帰宅時間を守り、不慮の事故が起きた場合には直ちに学校または担任に連絡できるようにすること。
　②　外出時間は午後９時までとする。
　　（年末・年始・祭典時も含む）
　③　外泊は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は保護者の許可を得ること。
（３）服装・礼儀について
　①　外出の際は必ず身分証明書を携帯し、高校生らしい服装をすること。
　②　校外においても礼儀を重んじること。
（４）旅行・アルバイトについて
　①　旅行・アルバイトの場合も常に身分証明書及び許可証を携帯すること。
　②　アルバイトをする者は、所定の様式により、担任を経て生徒指導部に届け出て許可を得ること。
　③　アルバイトの期間は、休暇日数の３分の２以内とし、１日の労働時間は８時間以内とする。夜は午後９時に帰宅できる時間までとする。
（５）健康安全について
　①　暴飲暴食、夜ふかしを慎むこと。
　②　外出の際は交通ルール、マナーを守ること。
（６）そ　の　他
　①　学校より緊急の連絡に対応できるように留意すること。
　②　本校生徒並びに家庭の事故、その他校舎に関する異常を知ったときは直ちに学校に連絡すること。
　③　休業中の登校の際は制服を原則とする。

９．車両運転免許取得

本校に在学中は、バイク、四輪車等の車両運転免許取得を原則として禁止する。ただし第３学年については、進路決定状況に応じて、四輪免許取得のための自動車学校通学を審議の上認める。